

一般 国道	2 6 6 号	宇土郡不知火町大字松合字屋敷新地 地内から 同 所 字山洲 地内まで	前	7.0 ~ 9.0	45.0	国 交 安
			後	13.0 ~ 15.0		
一般 県道	清和砥用線	上益城郡矢部町大字目丸字北ノ又 2457 番地先から 同 所 同 字 2478 番地先まで	前	4.4 ~ 8.5	122.8	単 道 改
			後	5.5 ~ 20.6		
"	"	上益城郡矢部町大字目丸字金地 2646 番地先から 同 所 同 字 同 番地先まで	前	10.4 ~ 13.0	45.8	"
			後	22.0 ~ 24.5		

2 区域変更する期日 平成 14 年 8 月 23 日

熊本県告示第 638 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の 種類	路 線 名	区 域 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要 地方 道	菊池鹿北線	鹿本郡菊鹿町大字松尾字樋ノ口 2266 番 1 地先から 同 所 字前田 2260 番 1 地先まで	前	4.6 ~ 8.6	148.0	単 道 改
			後	4.6 ~ 15.0		

2 区域変更する期日 平成 14 年 8 月 23 日

熊本県告示第 639 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	竈門菰田 山鹿線	玉名郡菊水町大字下津原字宮ノ下 412 番 2 地先から 字東重倉 399 番 2 地先まで	前	5.7 ~ 21.6	120.5	単 防 災
			後	20.2 ~ 31.1	120.5	

2 区域変更する期日 平成 14 年 8 月 23 日

熊本県告示第 640 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲佐津留 玉名線	玉名市大字津留字中代 13 番 2 地先から 同 所 字徳蔵 298 番 3 地先まで	299.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 23 日

熊本県告示第 641 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡矢部町大字北中島字池の久保 2181 番 22 地先から 同 所 同 字 2181 番 42 地先まで	380.0	地道改
一般県道	清和砥用線	上益城郡矢部町大字目丸字金地 2646 番地先から 同 所 同 字 同 番地先まで	45.6	単道改
"	"	上益城郡矢部町大字目丸字北ノ又 2457 番地先から 同 所 同 字 2478 番地先まで	124.6	"

一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字の場 3942 番 1 地先から 同 所 同 字 3935 番 1 地先まで	121.0	単道改
"	今吉野 甲佐線	上益城郡甲佐町大字南三箇字藤崎 428 番 1 地先から 同 所 字名免木 41 番 1 地先まで	336.0	緊道整
"	"	上益城郡甲佐町大字中山字錦川 764 番 1 地先から 同 所 字古閑 172 番 2 地先まで	680.0	"

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 30 日

公 告

熊本県公告第 670 号

天草郡天草町天草町土地改良区理事長森安広から平成 14 年 6 月 10 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 8 月 9 日付けで認可した。  
平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 671 号

八代市水島土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。  
平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	千代永 義 光	八代市水島町 2201 番地の 16
"	松 村 文 昭	八代市水島町 2590 番地
"	宮 本 儀 一	八代市水島町 2572 番地
"	橋 本 昭 己	八代市水島町 2554 番地の 13
"	岡 山 正 生	八代市水島町 2194 番地
"	橋 本 道 安	八代市水島町 2962 番地
"	洲 崎 哲 雄	八代市水島町 2201 番地の 22
監 事	松 村 一	八代市水島町 2532 番地の 2
"	西 田 常 雄	八代市水島町 2191 番地
"	古 川 義 富	八代市水島町 2268 番地

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	千代永 義 光	八代市水島町 2201 番地の 16
"	山 田 繁 徳	八代市水島町 2530 番地
"	丸 山 峰 雄	八代市水島町 2554 番地の 54
"	藤 本 修 一	八代市水島町 2248 番地
"	垣 田 英 隆	八代市水島町 2199 番地
"	西 田 憲 男	八代市水島町 2265 番地
"	水 永 精 治	八代市水島町 2753 番地の 1
監 事	古 川 壽 男	八代市水島町 2949 番地の 1
"	満 田 豊	八代市水島町 2145 番地

監 事	鶴 田 敏 春	八代市水島町 2138 番地の 1
-----	---------	-------------------

熊本県公告第 672 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により芦北広域営農団地整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

計 画 書 名	縦 覧 場 所
芦北広域営農団地整備計画書	熊本県農政部農政課 熊本県芦北地域振興局農林部農業振興課

熊本県公告第 673 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成 14 年 8 月 9 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
ユーエス電気工業株式会社  
熊本市城山下代町 469  
代表取締役 内田 節夫  
熊本県知事許可（般特 - 9）第 5645 号
- 3 処分の内容  
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令  
（ 1 ） 停止を命ずる営業の範囲  
熊本県内の建設業に係る営業に関するもの。  
（ 2 ） 期間  
平成 14 年 8 月 23 日から平成 14 年 9 月 6 日までの 15 日間
- 4 処分の原因となった事実  
ユーエス電気工業株式会社は、平成 11 年以降の経営事項審査において、真正な決算とは異なる内容を記載した財務諸表を経営状況分析に提出し虚偽の申請を行った。  
また、これらの虚偽申請による経営事項審査の結果に基づいて競争入札参加資格審査申請を行った。  
これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号（請負工事に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。

熊本県公告第 674 号

平成 14 年 4 月 4 日に提出された大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に基づく届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により阿蘇町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂阿蘇店  
阿蘇町大字黒川横井ノ本 1536-2
- 2 市町村意見の概要  
特に無し
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室  
平成 14 年 8 月 23 日から平成 14 年 9 月 22 日まで

熊本県公告第 675 号

平成 14 年 4 月 18 日に提出された大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に基づく届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により多良木町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂多良木店

- 球磨郡多良木町 1385-2
- 2 市町村意見の概要  
本件に関する意見はありません。
  - 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室  
平成 14 年 8 月 23 日から平成 14 年 9 月 22 日まで

## 熊本県公告第 676 号

平成 14 年 6 月 19 日に提出された大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に基づく届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により多良木町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂多良木店  
球磨郡多良木町 1385-2
- 2 市町村意見の概要  
本件に関する意見はありません。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室  
平成 14 年 8 月 23 日から平成 14 年 9 月 22 日まで

## 熊本県公告第 677 号

平成 14 年 5 月 8 日に提出された大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に基づく届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂東バイパス店  
熊本市西原 3-3-22
- 2 市町村意見の概要  
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 14 年 8 月 23 日から平成 14 年 9 月 22 日まで

## 熊本県公告第 678 号

平成 14 年 5 月 9 日に提出された大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に基づく届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エース水前寺駅前店  
熊本市水前寺一丁目 296-1 番ほか
- 2 市町村意見の概要  
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 14 年 8 月 23 日から平成 14 年 9 月 22 日まで

## 熊本県公告第 679 号

平成 14 年 6 月 5 日に提出された大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に基づく 11 店舗の届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称  
ニコニコ堂帯山店、ニコニコ堂楠店、ニコニコ堂秋津店、ニコニコ堂武蔵ヶ丘店、ニコニコ堂上熊本店、サンピアンシティモール、クリスタルモールはません店、ニコニコ堂南熊本店、ニコニコ堂日吉店、ニコニコ堂田迎店、ニコニコ堂桜木店
- 2 市町村意見の概要  
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 14 年 8 月 23 日から平成 14 年 9 月 22 日まで

## 熊本県公告第 680 号

平成 14 年 6 月 28 日に提出された大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に基づく届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により宇土市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングプラザ宇土  
宇土市善導寺町字綾織 103 番地ほか
- 2 市町村意見の概要  
周辺地域の住民に対し適切な配慮を行い、問題があった場合は早急に対応し地域住民の理解を得られるよう努めていただきたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室  
平成 14 年 8 月 23 日から平成 14 年 9 月 22 日まで

## 熊本県公告第 681 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 14 年 8 月 1 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人八竜会
- 3 代表者の氏名  
山口 穂壽子
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本県八代市田中町 40 番地の 3
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、要援護者及びその家族等に対して、保健・医療又は福祉の増進及び安心して住める町づくりに関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 熊本県公告第 682 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営羊角湾周辺地区（内の原 B 工区）土地改良事業（区画整理）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営羊角湾周辺地区（内の原 B 工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 14 年 8 月 26 日から平成 14 年 9 月 24 日まで
- 3 縦覧場所  
牛深市役所

## 熊本県公告第 683 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第 1339 号	炭酸カルシウム肥料	20.0 粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：60.0 可溶性苦土：20.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」のとおり	有限会社 谷脇石灰工業 熊本県下益城郡松橋町曲野 3304-5	平成 14 年 7 月 10 日
熊本県肥第 1190 号	炭酸カルシウム肥料	6.0 炭酸苦土石灰 2 号	アルカリ分：50.0 可溶性苦土：6.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」のとおり	有限会社 金橋物産 熊本県水俣市袋字長尾 2208 番地 2	平成 14 年 7 月 17 日
熊本県肥第 1261 号	混合有機質肥料	スーパー輝	窒素全量：6.0 りん酸全量：6.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	株式会社 三成 熊本県宇土市馬之瀬町 561 番地	平成 14 年 7 月 20 日
熊本県肥第 1092 号	炭酸カルシウム肥料	18.0 炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：18.0	普通肥料の公定規格中炭酸カルシウム肥料の「その他の制限事項」のとおり	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園 9 番地の 14	平成 14 年 8 月 18 日

## 熊本県公告第 684 号

八代市水島土地改良区理事長千代永義光から平成 14 年 7 月 25 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 8 月 15 日付けで認可した。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県公告第 685 号

県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱第 3 の規定により、都市計画区域マスタープラン基本方針（案）について、意見を募集する。

平成 14 年 8 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 意見募集の対象  
都市計画区域マスタープラン基本方針（案）
- 2 意見募集の期間  
（1）電子メール及びファックスの場合は、平成 14 年 8 月 12 日（月）から平成 14 年 9 月 11 日（水）午後 5 時 15 分まで  
（2）郵送の場合は、平成 14 年 9 月 11 日（水）まで（必着）
- 3 基本方針（案）の掲載（閲覧）場所  
（1）熊本県ホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp>）  
ア 「熊本県ホームページ」の「ご意見募集」のコーナーをクリックし、「県政に係る意見提出手続」を再度クリックすること。  
イ 「県政に係る意見提出手続」コーナーの「案件名」欄の「都市計画区域マスタープラン基本方針（案）」をクリックすること。  
（2）熊本県土木部都市計画課（熊本県庁行政棟本館 11 階）  
（3）熊本県各地域振興局振興調整室及び土木部（県内 10 か所）並びに県熊本土木事務所  
（4）熊本県情報プラザ（熊本県庁行政棟新館 1 階）
- 4 意見の提出方法  
意見については、住所、氏名（団体としての意見であれば団体名）、電話番号等を記入し、次の方法で送付すること。（様式は問わない）  
なお、電話や口頭による意見の提出は受け付けない。  
（1）電子メールの場合 「ご意見送付フォーム」  
（2）ファックスの場合 FAX：096-387-1152 熊本県土木部都市計画課  
（3）郵送の場合 〒 862-8570 熊本県土木部都市計画課